

海外経済要録

国際機関

◇ケニア、IMF、世銀に加盟

ケニアは、2月3日、IMF、世銀およびその附属機関であるIDA(国際開発協会)、IFC(国際金融公社)に加盟した。同国のIMF割当額は25百万ドル、世銀出資額は33.3百万ドル、IDA出資額は1,680千ドル、IFC出資額は184千ドルと定められている。

なお、この加盟によりこれら国際機関の加盟国数、割当額、出資額総額は次のとおりとなった。

	加盟国数	割当額 出資額	総額
I M F	103	15,584,750	(千ドル)
世 銀	102	21,130,400	
I D A	91	986,060	
I F C	76	98,677	

米州諸国

◇米国のIMF資金引出し

米国財務省は2月13日、昨年7月締結したIMFとのスタンドバイ取決め(5億ドル)に基づき、125百万ドル相当額の西欧通貨(ドイツ・マルク、フランス・フラン、イタリア・リラ)を引き出した旨発表した。米国がIMFから外貨を引き出したのは今回が初めてである。

今次措置の目的は昨年のスタンドバイ取決め時の説明にあったとおりである。すなわち、近年米ドルによるIMF返済が多くなっている結果、IMFのドル保有が米国のクオータの75%という限界(3,094百万ドル)に達し、今後返済は金あるいはドル以外の交換可能通貨で行なわなければならぬ状態になっている。これを放置すれば米国からの金流出ないし米ドル相場の混乱は不可避なので、米国がIMFから他国通貨を借り入れ、これを今後数週間にIMF返済を予定している諸国にドルを対価として平価で売却、IMF返済に充当させることを目的としたものである。今回の引出し額の大部分はドイツ・マルクおよびフランス・フランを等額ずつとし、残り5.5百万ドル相当額はイタリア・リラでなされている。リラ引出しの目的は、1月中旬に他のIMF加盟国のイタリア・リラによる返済を可能ならしめるため為替平衡基

金からリラを売却したのに伴い減少したリラ保有高を補完することにある。

なお、上記米国のIMF資金引出しの翌14日、カナダは1962年6月にIMFから引き出した3億ドルの一部60百万ドルを返済した(返済後の債務残高137百万ドル)。

◇米国農業特別教書

ジョンソン大統領は1月31日議会に対し農業特別教書を送付した。同教書によれば、過去3年間の農業政策の奏効により、1963年の粗農業所得が60年比32億ドル(8%)増加し、この間農家当たり純所得も2,961ドルから3,425ドルに増加したほか、政府の食糧備蓄在庫も61年の85百万トンから63百万トンに減少した。しかしながら、農家当たり平均所得は依然として非農家平均所得の55%にすぎず、貧困者の約半数が農村にいる旨指摘されている。次いで同教書は、当面の政策課題として、低水準の農家所得を改善すること、余剰農産物の利用によって国内ならびに全世界の生活水準を引き上げること、農村における物的・人的資源の維持、開発を促進すること、の3点をあげ、大要下記のごとき立法措置を要請している。もっとも、これら措置の多くは一方で生産ないし農産物余剰を減らしつつ他方で農家所得をふやすという目標をかかげ、その同時的達成はかなり困難とみられるため、大部分の勧告は実現見込みうすとみる向きが多い。

- (1) 現在、綿花の国内価格は国際価格(輸出価格)に比べて25%高に維持されているため米国綿業者の国際競争力は相対的に弱く、また1963年中の綿花の生産増および他織維の進出などによりCCC(商品金融公社)在庫が急増している事態にかんがみ、①綿花の二重価格制を廃止すること、②過剰在庫を削減しつつ綿花生産者の所得を維持すること、などを内容とする立法を勧告する。
- (2) 小麦の作付け制限を求めた政府の計画が昨年5月の農民投票で拒否されたため、このまま放置すれば1964年の麦作農家の所得が自動的に5~7億ドル減少する(小麦価格が1ブッシュル当たり1.82ドルから1.25ドルに引き下げられるため)見通しなので、これを回避するため農民の自発的作付け制限を求める。またじゃがいもについても自発的作付け制限と販売量制限を求めうるような立法を要請する。
- (3) 昨年のごとき砂糖の需給ひっ迫を防止し、消費者に対して十分な砂糖を適正価格で供給しうるようにするため、1964年中に限り、国内産砂糖の販売制限を撤廃するよう勧告する。
- (4) 必要限度をこえる農耕地を農耕以外の目的(植林、

草原、レクリエーション場など)に転用することを奨励するような立法を要請する。

(5) 平和のための食糧計画(余剰農産物処理)は本年末で期限切れとなるが、これを5か年間延長するよう立法化を要請する。

なお、農産物を含む商品の先物取引に関する政府の監督統制は現状では不十分であるとし、近くこれを強化するための法律改正を提案する旨明らかにしている。これは昨年11月、米国最大の食用油精製会社が大がかりな先物取引の思惑から倒産、米国内外に大きな影響を与えたことを反映した措置とみられる。

◇消費者特別教書

ジョンソン大統領は2月5日、「消費者利益の保護に関する特別教書」を議会に提出した。本教書は、1962年3月15日にケネディ前大統領が提出した消費者特別教書の趣旨を踏襲するとともに、あらためて「政府の最高段階に消費者の声を積極的に反映させる」ことを強調し、これを実現するために新たな立法・行政措置を要請している。

ケネディ前大統領は消費者問題に関する大統領経済諮問委員会の補佐機関として、1962年7月消費者諮問委員会(Consumers' Advisory Council)を設置したが、昨年10月の同委員会第1回報告に基づき、本年1月3日ジョンソン大統領は、消費者の声を大統領の段階までいっそう積極的に反映させるため消費者問題担当大統領特別補佐官を任命すると同時に、同補佐官を議長として消費者諮問委員会委員および関係連邦政府機関の代表からなる「消費者利益に関する大統領委員会」(President's Committee on Consumer Interests)を新たに設置した。今回の教書によれば、この新委員会の任務は「賢明な業界指導者および消費者団体との協力の下に、一部の利己的独占企業による詐欺的行為、不当価格、その他の悪質行為に対する戦いとこれに関する情報の収集・提供などの活動を指導すること」にあるとされている。

ジョンソン大統領は今次教書において10項目の立法措置を勧告しているが、そのおもなものは次のとおり。

(1) 食料品、壳菓、化粧品、医療器械に対する食糧葉品局の検査権限の拡大と明確化。現行の「連邦有害物質表示法」の対象の拡大。農務省による殺虫剤の市販前における安全性確認。州内・州相互間において取引される食肉・鳥肉に対する確実な検査の保証。

(2) 各種包装を改善し、内容を正しく判断できるようにする。

(3) 連邦取引委員会に、不当な商慣行の審議に先立

ち、当該慣行を一時的に中止させる命令権を付与する。

(4) 消費者信用について、貸し手が借り手に対し支払金利を事前に熟知せしめる義務を課す。

(5) 店頭取引株の発行者に対して財務諸表など必要な情報を公開させる。

(6) 公営住宅の建設、郊外開発計画の促進など、さきの住宅教書(1月27日提出)に示した政府の住宅計画を実施する。

教書は、以上の立法措置を要請するほか、次のことを「消費者利益に関する大統領委員会」に指令している。

(1) 同委員長司会の下に、消費者団体、業者、政府関係者を含む一連の地域別消費者会議を開催し、それに基づき大統領に勧告を行なう。

(2) 多くの家庭、とくに低所得世帯の利益となる情報を提供するような効果的な手段を開発する。

(3) 学校における消費者教育を促進する。

(4) 消費の分野に生ずる重要な問題を常に公衆に知らせる手段を開発する。

欧 洲 諸 国

◇ EEC理事会、共通農業政策に関する規則を決定

本年初めてのEEC理事会は2月4、5の両日開かれ、共通農業政策を検討した結果次の諸点で合意が成立了。昨年12月末、共通農業政策を中心とする一括処理案(Package Deal)が採択されEECは最大の難題を乗り切ったが、細目の決定は本年に持ち越されていた。本年にはいり農業特別委員会が検討を重ね、このたびの理事会決定となったものである。決定をみた事項は次のとおり。

(1) 米、酪農品、牛肉3品目の共通規則(7月1日から発効)

(2) 卵、鶏肉、豚肉の域内取引に対する大幅な払戻し制度(rebate system)の廃止(7月1日以降)。

(3) 欧州農業指導保証基金の運営規則。

当初は米、酪農品、牛肉3品目の共通規則を4月1日から発効させる予定であったが、主として西ドイツに対する配慮から7月まで延期されたものである。また本年度穀物価格設定については、引き続き農業特別委員会に検討を続けさせることになった。これは4月15日までに決定するものであるが、最高限と最低限を定めることによって価格差の縮小を進めるという従来どおりの方針をとるか、もしくは単一価格設定の方針(マンスホルト方式)をとるかについて特別委員会でも結論が出ていない

模様である。

◇ E F T A 閣僚理事会の模様

2月13日、14日ジュネーブにおいてE F T A 閣僚理事会が開催され、主としてきたるべき国連貿易開発会議およびケネディ・ラウンドに臨むE F T A諸国の態度の検討が行なわれた。国連貿易開発会議に対してはその建設的価値を認めE F T A諸国は会期中密接な協調を保つことを確認、また、ケネディ・ラウンドに対しては、①欧洲および全世界の貿易拡大のため、E F T A諸国は50%一括関税引下げが例外項目を最小限にとどめて成立するよう努力すること、②ケネディ・ラウンドの討議に当たりE F T Aとしては独自の提案は行なわず、関税格差問題に関するE E Cと米国の意見調整に実際的役割を果たすこと、などの点で意見の一致をみた。

◇ 欧州開発会社、ルクセンブルグに設立

欧米各國の銀行などの共同出資による欧州開発会社(Société Européenne pour le Développement des Entreprises, European Enterprises Development Company)が近く設立されることになった。本社はルクセンブルグに置かれ、資本金は125百万ルクセンブルグ・フランで発足する。この会社の業務内容については細目未詳ながら、欧州所在諸企業(今後新設の企業を含む)に対する資本参加および諸情報の提供などを主たる目的とする模様であり、市中金融面における国際金融協調の一つの現われとして注目される。出資機関は次のとおり。

米 国……American Research & Development Corporation, Continental Illinois National Bank, Lehman Brothers, Morgan Guaranty Trust Co. of New York

英 国……Samuel Montagu & Co.

フランス……Credit Lyonnais, Société Générale, B. N.C.I., C.N.E.P.(以上4大銀行)、Worms et Cie

オランダ……Rotterdamse Bank, Mees & Zoonen
ベルギー……Kredietbank, Société Belge de Banque
スウェーデン……Stockholm Enskilda Bank

スペイン……Banco Español de Crédito

なお西ドイツからも銀行が一行参加する予定である。

◇ ロンドンなどにおけるドル建外債の発行

本年1月から2月中旬にかけて、下記ドル建外債がロンドンおよび大陸市場で発行された。

なお、イスラエル Wolfson, Clore Mayer Corp. 債について、投資ドル・プレミアムを英國居住応募者と

起 債 者	起債額	期間	金利	上場市場
Norges Kommunalbank (ノルウェー)	百万ドル 10	年 20	% 5¼	ロンドン・ ルクセンブルグ
オーストリア政府	18	20	6	〃
Wolfson, Clore Mayer Corp. (イスラエル)	5	19~24	6½	不 詳
オスロ市	15	15	5¾	ロンドン・ ルクセンブルグ
Kjøbenhavns Telefon (デンマーク)	12	6~20	5¾	〃

起債者とが双方で分割負担するという新方式が採用された(売出当日の投資ドル・プレミアム12‰、うち英國居住応募者負担2.8%、残余起債者負担)。また、オスロ市債については、起債額15百万ドルのうち75万ドルは公定為替相場(市場レート)で供給されるという特別措置(B O Eがショッパーに対し市場レートでオスロ債応募のためのドルを購入することを認めた)がとられた。最近英國ではあいつぐドル建外債の発行などから、投資ドル需要が急増し、その結果投資ドル・プレミアムは著しく上昇しているが、今回の二つの措置は、英國の外国証券投資家の投資ドル購入負担を軽減し、英國投資家の外債応募をいっそう促進しようとするものである。

◇ 英国労働党の経済政策発表

ウイルソン労働党党首は1月25日スワンジーにおける選挙遊説において、労働党の指向する経済政策に関して具体的な所信を明らかにした。本年の総選挙の結果労働党政権実現の可能性がかなり大きいだけに、今回明らかにされた経済政策に対し各方面から多大の関心が寄せられている。演説の要旨は次のとおりである。

- (1) 近い将来において国際収支上の困難が生じた場合には、I M F借入を含むあらゆるavailableなreserveを利用する用意がある。また、短資流出を阻止するため必要な場合には短期金利の引上げを行なうが、その際国内金利水準には影響を与えないよう配慮する(二重金利政策の適用)。
- (2) 所得インフレを阻止するためには、生産の持続的拡大に基礎をおいた所得政策の確立が必要である。ただし、この場合の所得とは rents を含めあらゆる形の所得を対象とするものである。
- (3) 長期経済政策としては、産業の近代化、能率化および継続的拡大をはかるため租税制度の大幅な改正を行ない、差別的課税措置を実施する。すなわち、生産性向上のためのオートメーション化の推進、輸出の拡

大および輸入の節約に寄与度の高い産業の発展を促進するため、これら産業の投資支出について償却期間の短縮、特別の投資控除制度を設けるなど思い切った優遇措置をとる。

(4) 株式配当金に対する法的制限を設けることはしない。しかし、会社の利益金のうち配当される部分に対しては高率の課税を行ない、内部留保される部分には税率を軽減するなどの差別課税を行なう。

(5) 新技術の開発促進をはかるため新たに公共の研究開発機関を設ける。また、経済発展計画の総合的、効率的運用のため新たに生産省を設置し、計画担当大臣を置く。

(6) 鉄鋼業の再国有化、鉄道の近代化をはかる。

上記ウィルソン演説に対する反響をみると、労働党が早期に経済政策方針を発表したことについては一般に好感をもって迎えており、とくに国際収支対策として外貨準備の利用、金利引上げなどの措置を探ることを表明したこと、また所得政策の必要を認めたことについてはこれを歓迎する向きが多いが、他面経済に対する政府の関与の強化、課税の業種別差別、会社利益中配当部分に対する高率課税などについては実現困難ないし経済発展上障害になる恐れがあるとの批判が強い。また、モードリング蔵相は労働党の短期対策については鉄鋼国有化を除けば保守党の政策となんら変わりないことを指摘する一方、その長期的経済政策について政府による計画化の色彩が強いことについては、政府のみが経済の動向を忠実に把握することができしかも正確な長期見通しを立てうるという誤った見解に基づくものであると強く批判している。また企業別差別課税措置は公平の原則に背くほか実際にどのような企業を優遇するかといった多くの問題が生ずることなどを指摘している。

◇英蘭銀行の公定歩合引上げ

英蘭銀行は2月27日公定歩合を1%引き上げ5%とする旨決定した。今回の公定歩合引上げにつき、同行スパークスマントリオリは次のとおり発表している。「公定歩合引上げの主目的は現在の経済拡大のペースを落ち着かせることである。また、この措置はここ数か月間相互に異常に近接していたT B レートと公定歩合との関係を正常化しようとするものである。本措置は短期資金の大幅な流入を引き起こすことを意図したものではない」(公定歩合引上げの事情など詳細は「国別動向」参照のこと)。なお、公定歩合1%引上げに伴いロンドン手形交換所加盟銀行の預貸金金利は慣行に従い同一幅(すなわち1%)だけ引き上げられた。

ロンドン手形交換所加盟銀行金利

(2月27日以降)

通知預金(7日)	3.0%
当座貸越 対国有企業	5.0%
対一流企業	5.5~6.0%
対一般企業	6.0~6.5%

◇西ドイツ、長期債金利の引下げ

さる2月上旬発行された連邦鉄道債(Bundesbahn Anleihe)270百万マルクの発行条件は、表面金利5.5%発行価格98%、期間11年と決定、1959年以来初めて政府関係長期債の表面金利引下げ(6%→5.5%)が実施された(本措置についてはブンデスバンクの意向が強く反映したとみられている)。

これは、最近の長期外資流入傾向に対処するため、長期金利の対外割高は正をねらってとられた措置である。なお、同時に、外資流入抑制を目的として、国外向け売出しを2月10日まで抑え(国内向け売出しは2月5日開始)、しかも国内未消化分に限定することとされた。

本鉄道債の消化は2月12日一応完了したが、国内の人気は必ずしも芳しくなかった模様で、上記表面金利の引下げはやや時期尚早とみる向きもあり、今後の外資流入対策が注目される。

◇フランス、大蔵省証券制度の変更など一連の措置を発表

フランス政府はインフレ対策として財政赤字縮小方針を実施中であるが、この機会に大蔵省証券制度の改善などについても合理化を促進するため、1月22日下記のような一連の措置を発表した。

(1) 一般向け大蔵省証券(bon du Trésor offert au public)の利率を定期的に変更する。この趣旨に伴いさしあたり累進利付債券(bon du Trésor à intérêt progressif)の利率を期間に応じて0.1~0.2%方引き下げる。

(2) 市中銀行の国債強制保有率を15%から13%に引き下げるとともに、銀行引受け大蔵省証券(bons du Trésor du système bancaire)を今後2種類に分け、強制保有率の枠内保有分を大蔵省証書(certificats de trésorerie)、枠外の任意保有分を從来どおり大蔵省証券(bon du Trésor)と名付ける。また任意保有分たる大蔵省証券については、昨年4月以降実施していた入札制を拡大し、これまで入札の都度政府が最高レートを規制していた制度を撤廃して市場の実勢にゆだねることとする。なお強制保有分の大蔵省証書は從来どお

り固定レートで発行される。

(3) 財政赤字がインフレ的効果を及ぼすのを防ぐため、これを今後極力短期借入でなく長期市場で調達することとする。この趣旨から、明1964年以降銀行向け大蔵省証券の発行量を漸次減少していく。

(4) 中期信用手形(フランス銀行で無制限に割引可能)による信用供与を抑制するため、現行の建築関係中期信用を不動産抵当銀行(Crédit Foncier)の行なう長期貸付制度に逐次切り替える。さしあたり本年中の建築用中期資金を63年末の水準である約100億フランにとどめることとする。

なおフランス銀行は1月30日、国債担保30日貸付利子歩合を3%から4%へ引き上げることを発表したが、これも今後同行の国債担保貸付を抑制し、市中の国債による資金調達ができるだけ市場を通じて行なわしめることにより、国債売買市場の育成をはかろうとしたものとみられる。

◆フランス、市中銀行貸出増加抑制措置を延長

フランスの国家信用理事会は2月6日、2月末をもって開始後1年を経過し期限切れとなる市中銀行貸出増加抑制措置に関して引き続き同様の方針をもって臨むことを決定した。これに基づきフランス銀行は、市中銀行に対し、2月29日から9月末までの貸出増加率を4.5%以内に押えるよう要請した。この増加率は従来同様年率10%を目標とし資金需要の季節性などを考慮の上決定されたものである。

◆フランスにおけるオープンエンド投資信託会社の設立

フランス政府は2月中旬、下記六つのオープンエンド投資信託会社(sociétés d'investissement à capital variable)の設立を認可した。フランスには従来オープンエンド投資信託会社は存在しなかったが、昨1963年6月発表されたLorain報告は資本市場育成の一環としてこの設立を勧告し、このたびの認可となったものである。新会社は4月から業務を開始する予定である(カッコ内は略称)。

L'union pour D'épargne Privée(OPTIMA)

La Société Générales D'épargne et D'investissement(SOGEVAR)

L'union pour L'investissement de L'épargne en Valeurs Mobilières(UNIVAL)

La Société Epargne Valeur

La Société Dépargne Mobilière (S. E. M.)

La Société Lyonnaise D'investissement en Valeurs

Mobilières(SLIVAM)

◆フランス、マシン・ビュル社の再建策成る

フランス電子工業の大手企業 Compagnie des Machines Bull社(株式資本金140百万フラン、63年中売上高456百万フラン、従業員15千人)は、昨秋來過度の積極経営と対外競争力の低下などが災いして、経営不振を伝えられ、最近では一部工場の閉鎖など、ほとんど破綻寸前の状態にあった。しかし、もともと同社製品は軍事上からも重要であることから、ドゴール大統領はじめ政府首脳部筋には、外国資本(たとえば米国G E社など)の援助によることなく、フランス資本独自の力で早急に同社の再建をはかるべしという意見が強く、閣議においてもしばしば問題となっていたが、このほど(2月17日)下記のとおり再建策の決定をみた。

①Compagnie Générale d'Electricité および Compagnie Générale de Télégraphie sans Fil の二社が新たに資本参加する。

②同時に、Banque de Paris et des Pays Bas(パリ・オランダ銀行)および Caisse des Dépôts et Consignations(預金供託金庫)の2金融機関を主力とする融資銀行団を形成し、当面の金繰り難に対処する。

③資本金をさしあたり175百万フランに増資、将来350百万フランに増資する予定。

④なお、政府援助として、同社に対し、今後5か年間毎年30~35百万フラン相当の研究費を支出、また650百万フラン程度の起債(向こう5か年間)を保証する。

かかる再建策の報道をいれ、2月17日の株式市場では同社株は182フラン(2月14日169フラン)に上昇(ジスカル・ディスタン蔵相が投機筋に自肅を要請した)するなど、一般的の受け取り方は、かなり好評であったよういうかがわれる。ただ、財界には政府介入により民間企業の運命が左右されるということは市場原理の否定を意味するといったかなり批判的な見方もある。

◆イタリアの1964/65年度予算と予算制度の改正

(1) 1月31日、政府は予算赤字を大幅に削減した新年度予算案(経常予算赤字は前年度比8%減、資本勘定赤字を加えた総合赤字は同14%減)を決定した。

かかる予算赤字の縮小は、歳出の増加(前年度比14%)を歳入増加(同15.6%)以下に押えたことによるもので、前年度の拡大赤字予算(歳入増加率17.5%)に対し歳出増加率は18.7%、赤字は39.4%増)と比べきわめて対象的である。歳出増加(7,900億リラ)の50%は、退職公務員に対する年金の増額などすでに法制化された支出であり、

このほか800億リラはスライディング・スケールに基づく公務員給与の引上げによる支出増であった。このような不可避的支出圧力の増大にもかかわらず上記のごとき赤字削減予算が組まれたことについては、インフレ抑制のための政策努力が具体化されたものとして高く評価されている。

しかしながら、歳出予算の圧縮といつても、その対前年度増加率が前年度のそれを若干下回った程度にとどまり、歳出予算総額としては戦後初めて6兆リラの大台をこえる巨額に達していることから、財政引き締めはなお不十分と評する向きもある。また歳出増加の主因が年金、給与など人件費の増加にある点については、なお予算内容の不健全性が指摘され、本年中も賃上げ圧力が引き続き高まると予想されているおりから、実行予算の膨張などを懸念するものも少なくない。このような人件費の増加傾向にかんがみ当局は公務員の増加抑制のための行政

改革を目下検討中といわれる。

(2) 1月23日、政府は次の2点の予算制度改正方針を決定、明年1月1日から実施することとした。
 ①従来7月1日から始まっていた会計年度を暦年に一致させる。
 ②従来各省予算がそれ別個の法律(現在19の予算法がある)によって承認されていたのを改め、歳出入予算が1本の法律によって承認されるように予算法を改正する。

これら予算制度改正の意図は、①については、EEC各との予算年度に一致させ(イタリアを除くEEC各国は全部暦年)、協調態勢を強めるとともに暦年単位に行なわれている国民経済計算との調整をはかり、経済計画実施の円滑化に資すること、②については、予算の一元化により機能的かつ効率的な運営を可能にすることにある、とされている。

(注) 暦年による会計年度への移行手続きについては、本年3月末までに1964年7~12月の予算を編成し、9月末までに1965年度予算を編成することとしている。

イタリアの1964/65年度予算

(単位・十億リラ)

	1962 ~63 年度	1963 ~64 年度	1964 ~65 年度	前年度比 増減率(%)		
				1962	1963	1964
				1962	1963	1964
経常予算	歳入総額	4,482	5,265	6,086	+11.2	+17.5
	うち租税収入	4,230	5,000	5,795	+11.7	+18.2
	歳出総額	4,761	5,654	6,444	+10.3	+18.8
	赤字	279	389	358	-2.1	+39.4
資本勘定	赤字	374	417	337	-16.8	+11.5
総合赤字		653	806	695	-11.2	+23.4
						-13.8

国家予算における人件費の推移

(単位・十億リラ)

	1959/ 60年度	1960/ 61年度	1961/ 62年度	1962/ 63年度	1963/ 64年度
人件費	1,122	1,270	1,403	1,532	2,048
歳出総額	3,474	3,941	4,315	4,761	5,654
歳出総額に対する人件費の割合(%)	32.5	32.1	32.5	33.0	36.0

(注) イタリアの労働力人口は約20.5百万人であるが、このうち国家公務員は約7%(公社など公共団体の職員を加えると10%)に達するといわれる。

公務員数の推移 (単位・千人)

	1910	1920	1938	1946	1963
国家公務員	147	214	549	658	993
公社など公共団体職員	113	180	235	319	347
合計	260	394	784	977	1,340

◇オランダのインフレ対策

オランダ政府は2月1日、次のような一連のインフレ対策を発表した。本措置は経営者団体、労働組合代表と協議し同意を得たものである。

(1) 賦払信用規制のため、ほとんどの対象品目の頭金

を現行から 5% 引き上げる。

(2) 投資抑制をねらいとして、企業に対する減価償却特別優遇措置を当分中止する。また建築投資に対する税制上の優遇措置を今後廢止する。

(3) きたる 3 月末で期限切れとなる財政支出削減措置をさらに 6か月延長するとともに、地方公共団体の支出も削減の対象とする。

(4) 消費財に関する最低価格維持協定の締結実施を禁止する。

(5) 若干の消費財(牛乳、非アルコール飲料など)について最高価格を新たに設定する。

(6) 金融引締め政策を当分続行する。この方針に基づき、オランダ銀行は市中銀行(商業銀行、農業金融機関)との協定をもとにして、本年 1~4 月間の市中銀行貸出増加額を昨1963年1~6月の貸出残高平均の5%の範囲内に押えるよう指示した。これは昨年10月にとられた同様の措置(12月で期限切れ)を更新したものである。なお市中銀行は規制限度を超過した場合、オランダ銀行の指示する金額(限度超過額を最高限度とする)を無利子でオランダ銀行に預入することを義務づけられており、最近の銀行貸出はこの限度を上回る増加を続けているところから、市中銀行全体として1月15日から 1か月間 4 百万ギルダー、2月18日から 1か月間 100 百万ギルダーの預入を命ぜられている。

(年間、推定 5 億クローネ)。かかる状況下今回の消費税引上げ措置はインフレの事前の防止のため、消費需要の抑制および税収増強による財政赤字の縮小を目的としたものとみられる。

◇スウェーデン、公定歩合引上げ

スウェーデン・リクスバンクは、公定歩合を 0.5% 引き上げて 4.5% とし、1 月 31 日から実施した。

同行は昨年 1 月景気刺激策として公定歩合の引下げ(0.5%)を行なったが、昨春以降、建築活動および個人消費の堅調化から景気行過ぎの気配が濃厚となつたため、早くも 6 月には公定歩合の引上げ(0.5%)を実施した。ところが、最近議会に提出された1964/65年度政府予算案の赤字額は 9 億クローネと本年を 8 割方も上回っていること、本年 1~2 月は主要資金協定更改期に当たり、国内に大幅貸上げムードが高まりつつあることなどの情勢から、この際あらかじめ景気を抑制しておく必要が生じてきたため、今回の再引上げに踏み切ったものとみられる。なお、金融市场は、定期性預資金利の上昇(1 月号要録参照)など、このところとみにひっ迫化しており、今回の措置は一つにはこのような金融市场の動きに追随したものともみられる。

39年1月号海外経済要録訂正

「ノルウェー市中貸出抑制措置の延長」の項 6 行目

(誤)

75億 クローネ

(正)

79億 クローネ

◇ベルギー国民銀行の貸付利率引上げ

ベルギー国民銀行は 2 月 3 日、貸付利率を 0.25% 引き上げて翌 4 日から実施する旨発表した(この結果 130 日以内満期大蔵省証券担保貸付利率は 4.75%、1 年以内の同証券担保貸付利率は 5.5%、その他の公債担保貸付利率は 6.5%)。ただし公定歩合(割引利率)は従来どおり 4.25% に据え置かれた。最近のベルギー経済はフランス、イタリアのインフレの波及もあって物価の上げ足が激しく、EEC 当局から強力な対策をとるよう勧告されている。こうした事情から今回の措置がとられたものとみられる。

◇デンマーク議会消費税一部引上げを承認

デンマーク議会は、2 月 12 日政府提案の煙草、ビールおよびガソリンの購買税の引上げを承認した。同国は昨年初めインフレの終息に成功(8、11 月の 2 回にわたり公定歩合を引下げ)その後安定裡に推移してきたが、最近再び物価上昇のきざしが現われはじめ(本年 1 月小売物価指数は昨年 10 月比 1.4 ポイント高)スライディング・スケールに基づく賃金上昇が見込まれるに至っている

アジアおよび大洋州諸国

◇エカフェ第 6 回域内貿易促進会談と第 7 回貿易委員会の開催

エカフェ第 6 回域内貿易促進会談は 1 月 6 日から 14 日まで、バンコックにおいて開催され、エカフェ加盟国のうち域内 14か国代表が参加した。今回の会談では、まず商品別に貿易拡大の可能性を検討する 2 国間の討議が行なわれたが、参加国のはほとんどは我が国との貿易が依然入超傾向を続けているため、我が国に対する主要産品買付増大の要望が強かった。統いて行なわれた貿易拡大に関する集団討議では、合同貿易使節団の域内巡回、本会談の各地持ち回り開催などが論議されたが、結論をうるに至らず、事務局においてさらに検討することとなった。

次いで 1 月 15 日から 21 日まで同地でエカフェ第 7 回貿易委員会が開催され、域内、外加盟国のはか関係国、国際機関など約 40 の代表団が出席した。

会議はまず貿易と通商政策の現状について討議を行なったが、一部の国が砂糖、コブラの市況回復から貿易収支の好転をみていると述べたのに対し、多くの低開発国は依然として貿易収支が改善されていない旨を説明し、その理由として、最近の一般的な1次產品価格の上昇が自國產品に及んでいないこと、低開発国の製品、半製品の輸出努力に対する先進国側の非協力などを訴えた。また海上運賃の高水準が貿易伸長に重大な支障となっていることを指摘した国もあった。ついで、この会議の重要な議題である国連貿易開発会議に関する討議に移り、各国こそって本国連会議の意義を強調するとともに国際協調に対する期待を表明したが、概して抽象的発言が多く、1次產品価格の安定、低開発国产品ないしは製品の市場確保などの重要性が指摘されたことにとどまった。またE E Cの農業政策ならびにアフリカ熱帯産品に対する特恵措置について、これが域内農産物輸出を阻害する懸念が強調されたが、これに対しE E C代表は低開発国の貿易および経済上の利益を十分考慮する旨の回答を行なった。

なお、最近増加傾向にある対共産圏貿易の問題がはじめて議題となり、数か国の経験が述べられたほか、国家貿易の現状究明などの討議も行なわれた。

◇インド投資信託会社の設立

インドでは、自國企業の育成発展をはかるため、かねてから民間貯蓄の吸収強化策が検討されていたが、2月1日、インド準備銀行ほか各金融機関の出資により、小口貯蓄の吸収を主眼とするインド投資信託会社(unit Trust of India)の新設をみた。同社の概要は次のとおり。

(1) 業 務

ユニット型証券投資信託(受益証券は額面10ルピーから100ルピーまで)の募集ならびに国内企業の株式・社債などへの運用。なお収益の分配は年1回行なわれ、分配金は原則として課税されない。

(2) 資 本 金

500万ルピー。出資内訳は、インド準備銀行250万ルピー、インド国立銀行および生命保険公社各7.500万ルピー、指定銀行およびその他金融機関100万ルピー。

(3) 役 員

出资者の推薦により9名を選出。

◇豪州準備銀行の支払準備率引上げ

豪州準備銀行は、2月5日、商業銀行の支払準備率を12%から14%に引き上げた。

これは、国際収支の好調を主因に、昨年以來国内流動性の増加が目立ち、景気過熱の懸念が強まつたため、

その予防的措置として、さる1月の支払準備率引上げ(10.8%から12%へ)に続いてとられたものである。

共産圏諸国

◇ソ連、1963年の国民経済発展計画の実績

ソ連閣僚会議付属中央統計局の発表(1月24日)によれば、昨年の経済発展計画の遂行実績は次のとおりである。

工業生産および労働生産性増加率

(前年比増、カッコ内は目標)

	1959 年	1960 年	1961 年	1962 年	1963 年	1964～ 65年
工業総生産	11 (7.7)	10 (8.1)	9 (8.8)	9.5 (8.1)	8.5 (8.0)	(17.5)
うち 生産財	12 (8.1)	11 (8.8)	10 (9.5)	10 (8.8)	10 (8.5)	(18.6)
消費財	10 (6.6)	7 (6.4)	7 (6.9)	7 (6.6)	5 (6.3)	(14.5)
工業労働生産性	7.4 (5.4)	5 (5.8)	4 (6)	6 (5.6)	5 (5.6)	64年(4.6) 65年(6.8)

その他主要経済指標

	1959 年	1960 年	1961 年	1962 年	1963 年
国民所得(十億ルーピー)	135.0	144.0	153.0	161.5	—
住民貯蓄(〃)	10.0	10.9	11.7	12.7	14.0
小売販売高(〃)	71.0	77.0	80.2	86.3	91.6
都市住宅建設(百万m ²)	74.0	85.0	96.0	81.0	77.0
外 国 貿 易(十億ルーピー) (輸出入総額)	9.4	10.0	10.6	11.8	12.7

農産物国家買付高

	1962年	1963年
穀物(百万トン)	56.6	44.8
原綿(〃)	4.30	5.21
てんさい(〃)	43.9	41.4
じやがいも(〃)	5.7	8.0
野菜(〃)	5.9	6.3

畜産物生産高・国家買付高

	1962年		1963年	
	生産高	買付高	生産高	買付高
食肉(ときつ重量・百万吨)	9.5	5.3	10.2	5.6
ミルク(百万吨)	63.9	29.2	61.2	28.5
卵(十億個)	30.1	8.5	28.8	8.7